

携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）等に対する 意見募集の結果及びそれに対する委員会の考え方（案）

※ 意見募集期間：平成20年8月28日～同年9月16日

※ 提出件数：16件

<提出者一覧>

- 1 伊藤忠商事株式会社
- 2 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
- 3 Irdeto Access B.V (イルデトアクセスビービーイ)
- 4 株式会社大田ケーブルネットワーク
- 5 京セラ株式会社
- 6 慶應義塾大学
- 7 ジャパンケーブルネット株式会社
- 8 全国FM放送協議会
- 9 株式会社中国放送
- 10 那覇市
- 11 ニューポート・メディア株式会社
- 12 マイ・テレビ株式会社
- 13 マスプロ電工株式会社
- 14 ローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社
- 15 株式会社 WOWOW
- 16 個人

<目次>

1	技術的な要求条件に対する意見	P. 1
2	「1 システム、サービスの高機能化／多様化」に対する意見	P. 3
3	「1 システム、インターオペラビリティ」に対する意見	P. 4
4	「1 システム、著作権保護」に対する意見	P. 7
5	「1 システム、使用周波数」に対する意見	P. 8
6	「2 技術方式、伝送路符号化方式」に対する意見	P. 8
7	「2 技術方式、多重化方式」に対する意見	P. 8
8	「2 技術方式、映像入力フォーマットおよび符号化方式、 音声入力フォーマットおよび符号化方式、データ符号化方式」に対する意見	P. 9
9	「2 技術方式、データ符号化方式」に対する意見	P. 9
10	「2 技術方式、アクセス制御方式」に対する意見	P. 9
11	「4 受信機への対応」に対する意見	P. 10
12	方式公募にあたっての前提条件に対する意見	P. 10
13	「日本の国際競争力強化に資する放送方式であること」に対する意見	P. 12

(注) 提出された意見は、事務局において、内容に応じ分類整理している。

意見募集結果及びそれに対する委員会の考え方（案）

「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）等に対する意見の募集」に対する意見の募集に対し提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方（案）は下表のとおり。

No	意見の箇所	意見【提出者名】	委員会の考え方（案）
1-1	技術的な要求条件	<p><意見> 全体的な内容について賛成いたします。</p> <p><理由> 携帯端末向けマルチメディア放送は、既存の「放送」の概念だけに当てはめることなく、技術の進歩が著しいインターネット等の「通信」との連携が必須であると考えます。 現存する技術だけにとらわれることなく柔軟に対応すべきであり、今回の要求条件（案）に賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事株式会社】</p>	今般の意見募集に係る要求条件案に対する賛成意見と考えます。
1-2		<p><意見> 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）の内容については基本的に賛成します。 視聴者が同一の受信端末で、全ての事業者の放送を受信できることが望ましいことは弊社が先の意見書（8/18 締め切り）で述べたとおりですが、今回の技術的な要求条件（案）に即して再考すると、全国向け放送、地方ブロック向け放送および新型コミュニティ放送を1台の携帯端末で受信できるための技術開発の促進が重要なのであり、技術方式の規格統一までは必要ないものと考えます。 むしろ、各々のマルチメディア放送において最適な技術を追求することを通じて、複数事業者間（全国向け放送においては複数技術間）での適正な競争が生じ、その結果サービスが普及・発展し、利用者の利便性向上につながることを期待します。</p>	今般の意見募集に係る要求条件案に対する賛成意見と考えます。

	<p><理由></p> <p>地域社会の活性化推進の観点から、例えば地場の観光情報等を他地域に発信する等、全国向け放送により全国規模での地域情報の流通を促進する可能性にも期待するが、これら地域ニーズに柔軟に対応できるのであれば、技術的な要求条件や方式公募にあたって、地方ブロック向け放送と全国向け放送の規格統一を前提とする必要までではなく、むしろ視聴者がより幅広くサービスや情報を享受できるよう配慮する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大田ケーブルネットワーク】</p>	
1-3	<p><意見></p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）については基本的に賛成します。</p> <p>ケーブルテレビ事業者としては、マルチメディア放送に対して、地域内の情報流通はもちろんのこと、地域情報を全国向けに発信する可能性にも期待しております。</p> <p>また、視聴者の利便性確保の観点からは、全国向け放送、地方ブロック向け放送および新型コミュニティ放送が同じ携帯端末にて受信可能となることが望まれますが、これらの放送方式の規格統一までは必要ないと考えます。</p> <p><理由></p> <p>マルチメディア放送事業者の技術方式間、商品開発等の競争により、視聴者のサービスや情報の選択の幅が広がり、結果として、端末が普及して費用も低廉化すると考えられるため。</p> <p style="text-align: right;">【ジャパンケーブルネット株式会社】</p>	<p>今般の意見募集に係る要求条件案に対する賛成意見と考えます。</p>
1-4	<p><意見></p> <p>地域社会の活性化を推進するためには、地方ブロック向け放送や新型コミュニティ放送等により、地域に根ざしたコンテンツを地域内で放送することが期待されるが、これに加え、例えば、他の地域に対して観光情報等を発信するなど全国向けマルチメディア放送によって</p>	<p>本委員会はマルチメディア放送方式の技術的条件について審議するものであり、その番組の内容については今般の意見募集の対象外と考えます。</p>

		<p>全国規模での地域情報の流通を促進することも重要と考える。</p> <p>全国向けのマルチメディア放送については、このような地域ニーズに柔軟に対応できる方式であれば良いと考える。</p>	
		<p><理由></p> <p>上記に含まれる。</p> <p style="text-align: right;">【那覇市】</p>	
1-5		<p><意見></p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）の内容については基本的に賛成します。</p> <p>また、全国向け放送、地方ブロック向け放送および新型コミュニティ放送の技術方式の規格統一までは必要ないものと考えますが、視聴者の利便を考慮すると1台の携帯端末で多くの放送が受信できることが望まれます。</p>	<p>今般の意見募集に係る要求条件案に対する賛成意見と考えます。</p>
		<p><理由></p> <p>地域社会の活性化促進の観点からは、各々のマルチメディア放送において最適な技術を追求することを通じて、利用者の利便性向上につながるようなサービスが普及し、発展することが重要と考えるため。</p> <p style="text-align: right;">【マイ・テレビ株式会社】</p>	
2	1 システム、サービスの高機能化／多様化	<p><意見></p> <p>「多様で柔軟な高機能サービス」とあるが、これを携帯端末向けに限定せず、車に向けた高機能サービスが実現できることも重要な評価軸とすべき。</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、携帯端末を含む移動体向けマルチメディア放送サービスを対象としており、車向けのサービスを除外するものではありません。</p>
		<p><理由></p> <p>車は、携帯電話に劣らず重要な社会基盤である。しかも安心、安全の確保やエネルギー問題等、国民の生活レベル向上に寄与する課題があり、ICT技術が貢献できる大きな分野である。マルチメディア放送は、良好な移動受信が可能なことから、この分野に寄与できる可能性が高い。したがって、方式の検討においてよりよい車社会を構築する柔軟で高機能なサービス</p>	

		<p>を実現できることを評価すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【全国 FM 放送協議会】</p>	
3-1	1 システム、インターオペラビリティ	<p><意見> インターオペラビリティにより、技術方式の選択肢を狭めるのは適切ではないと考えます。</p> <p><理由> マルチメディア放送は、ユーザの多様なニーズにマッチしたサービスが提供されることが期待されています。国内方式間でのインターオペラビリティによって選択肢を狭めるのではなく、複数の方式を国内規格とし、事業者がサービスに最も適した方式を自由に選択できることがサービス活性化・成功につながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠テクノソリューションズ株式会社】</p>	<p>様々なメディアとのインターオペラビリティの観点から重要であることから本要求条件案ではインターオペラビリティが出来るだけ考慮されるよう求めているものであり、今後の具体的な方式の検討にあたっては、その他の条件も含め、総合的に勘案して検討を進めていくことから、必ずしも方式の選択肢を狭めるものではないと考えます。</p>
3-2		<p><意見> インターオペラビリティについては、世界の標準に準拠および世界的に採用されるマルチメディア放送方式との相互接続性と定義すべきだと考えております。</p> <p><理由> 日本方式の世界的な採用促進を追うだけでなく、国内市場における適切な世界標準の採用を国際戦略に基づき検討すべきだと考えております。特に端末系においては国際市場というより大きな市場を検討時に想定することにより、サービスおよび端末部分の共通化が可能となり、結果として実装におけるスケールメリットを享受することが可能になると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【Irdeto Access B.V (イルデト アクセス ビービー)】</p>	<p>国際標準との共通性については、技術方式の各項目において必要に応じて記載しております。</p>
3-3		<p><意見> 他メディアの定義について、国内のメディアに限定せず、海外のメディアに対してもインターオペラビリティを考慮する必要がある。</p>	<p>ご指摘の海外のメディアとのインターオペラビリティについては、国際標準との共通性の観点で、技術方式の各</p>

		<p><理由></p> <p>日本国内の携帯電話市場は、諸外国と異なる独特の発展を遂げてきており、日本国内の携帯電話メーカーは、高機能・高付加価値製品では高い技術力・競争力を持つものの、価格面などでの国際競争力が著しく劣っている。マルチメディア放送において日本国内にのみ目を向け、国内のインターオペラビリティしか確保しないならば、日本の携帯電話の特異性を増長し、国際競争力の格差を更に広げる事になりかねない。マルチメディア放送においては、海外のメディアに対してインターオペラビリティを確保することで、日本国内メーカーの国際的な競争力強化につながると考える。</p> <p style="text-align: right;">【京セラ株式会社】</p>	<p>項目において必要に応じて記載しております。</p> <p>なお、我が国の国際競争力の強化の重要性は昨今指摘されているところであり、その在り方については様々な視点があると考えられるところですが、方式公募にあたってはこれらを総合的に勘案すべきと考えます。</p>
3-4		<p><意見></p> <p>要求条件案にある「他メディアとの互換性」という意味は、既存メディアのみでなく将来登場するであろう優れた技術、メディアとの互換性も含まれていると理解する。マルチメディア放送の継続的な発展のため、将来的なコンテンツ技術の進展についても配慮された技術方式であるべき。</p> <p><理由></p> <p>ひとつのコンテンツ技術に制約されると、コンテンツ制作の観点でも結果的に自由度を失いコストアップにつながりかねない。コンテンツ技術自体は日々発展をしているものであり、それを臨機応変に取り込めるような柔軟な考え方を確立すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【慶應義塾大学】</p>	<p>将来の新しいサービスへの拡張性についてはサービス拡張性において記載しております。</p>
3-5		<p><意見></p> <p>要求条件（案）の「他メディアとの互換性」との記述は、既存の放送メディアのみを対象とするのではなく、広くインターネットに代表される新規メディアサービスとの互換性も含む考え方を示されたものとして評価したい。また、マルチメディア放送の継続可能性を確保する観点から、今後新しく登場する他のメディアとも互換性がとれる仕組みが導入されることが望ましい。</p>	<p>将来の新しいサービスへの拡張性についてはサービス拡張性において記載しております。</p>

	<p><理由> デジタル化によりメディアという概念自体が変わりつつある。既存のメディアがデジタル化して発展していく傍ら、インターネットに代表される新規メディアもメディアとして確立してきており、さらに拡大していく。携帯端末向けマルチメディア放送は、そのようなメディアの変革に対応している放送システムであるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【全国 FM 放送協議会】</p>	
3-6	<p><意見> インターオペラビリティは、海外のマルチメディア放送等にも対応できることを考慮に入れるべきである。</p> <p><理由> 携帯電話を小型化する技術の発展により海外でも使用できる携帯電話が増えており、マルチメディア放送も国際展開を考慮したインターオペラビリティを検討することは、多様化した携帯電話ユーザのニーズに応えるために重要なことであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ニューポート・メディア株式会社】</p>	<p>ご指摘の海外のマルチメディア放送等とのインターオペラビリティについては、国際標準との共通性の観点で、技術方式の各項目において必要に応じて記載しております。</p>
3-7	<p><意見> 国内市場でのインターオペラビリティのみでなく、海外のマルチメディア放送等とのインターオペラビリティも考慮すべきと考えます。</p> <p><理由> マルチメディア放送は、単に日本国内における市場のみでインターオペラビリティを考えるのではなく、国際展開を考慮した上でのインターオペラビリティの検討が必要と考えます。世界で標準化された方式とのインターオペラビリティをとることは、安価なデバイスの実現、および、受信端末等の低廉化などに繋がると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【マスプロ電工株式会社】</p>	<p>ご指摘の海外のマルチメディア放送等とのインターオペラビリティについては、国際標準との共通性の観点で、技術方式の各項目において必要に応じて記載しております。</p>
3-8	<p><意見> 現時点でインターオペラビリティの有無を技術的な要求条件にすべきではないと考えます。</p>	<p>様々なメディアとのインターオペラビリティの観点は重要であることが</p>

		<p><理由> 有料放送を前提とした場合、事業者がユーザ・ニーズや事業環境などを踏まえ、ビジネス性の判断のもと、最適な技術方式を自由に選択出来る事が重要だと考えます。本項目は、事業者の選択の幅を狭めることとなる為、技術方式の検討段階では含めるべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社】</p>	<p>ら本要求条件案ではインターオペラビリティが出来るだけ考慮されるよう求めているものであり、今後の具体的な方式の検討にあたっては、その他の条件も含め、総合的に勘案して検討を進めていくことから、必ずしも方式の選択肢を狭めるものではないと考えます。</p>
3-9		<p><意見> 国内のみならず、国際間でのインターオペラビリティを確保する必要がある</p> <p><理由> 利用者の立場で言えば、一台の携帯端末で全国・地域サービスのみならず、海外において同様のマルチメディア放送サービス利用ができることが望ましいと思われる。また、海外からの訪問者に対する利便性（旅行者向け 情報提供など）を考慮する必要があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご指摘の国際間でのインターオペラビリティについては、国際標準との共通性の観点で、技術方式の各項目において必要に応じて記載しております。</p>
4-1	1 システム、著作権保護	<p><意見> 放送コンテンツの利用及び記録に関して制御できる機能を有すること、に加えて「複数の著作権保護方式の採用を承認する」を明記すべきと考えております。単一方式採用を規定することにより、独占的な市場や利権が生み出され、不透明な運用や実装が市場に投入されてしまう危険性を危惧しています。</p> <p>これにより、競争原理が適正に機能しないことによる利用者への負担増や不利益の発生のみならず、単一方式のみで構成されたシステムにおいて、著作権保護としての機能が不正利用者や犯罪組織により違法に剥奪される事態となったときに、すべてのサービス提供者が展開しているビジネスモデルが崩壊し、かつ、代替となる方式が存在し得ない状況に陥る危険性を危惧しております。</p> <p style="text-align: right;">【Irdeto Access B.V（イルデト アクセス ビービー）】</p>	<p>今般の意見募集の対象は要求条件であり、具体的な方式の検討は今後行われます。</p>

4-2	1 システム、著作権保護 及び アクセス制御方式	<p><意見> マルチメディア放送においては放送と通信両方のベアラを使用したサービスを行う可能性があります。このため、放送独自あるいは通信独自で方式を策定するのではなく、共通化することが望ましいと考えます。</p> <p><理由> 放送独自あるいは通信独自でのアクセス制御の場合、ベアラの違いによるサービス互換およびコンテンツ提供が技術的に複雑かつコスト高になり、結果としてサービス活性化を妨げる要因になる可能性があります。</p> <p>また、国際的な標準（OMA DRM2.0等）に準拠した方式を採用することで、日本⇒海外／海外⇒日本のコンテンツ流通の活性化・促進につながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠テクノソリューションズ株式会社】</p>	今般の意見募集の対象は要求条件であり、具体的な方式の検討は今後行われます。
5	1 システム、使用周波数、②	<p><意見> 新型コミュニティ放送は、地域ブロック向け放送の空き周波数に導入するとされているが、技術条件の検討段階において、地域ブロック向け放送と新型コミュニティ放送の間の共用条件などが早期に明確にされるべき。</p> <p><理由> 同一周波数帯に導入されるシステムについては、技術方式の策定期間に共用条件について策定されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【慶應義塾大学】</p>	本委員会はマルチメディア放送方式について審議するものであり、個々のサービスへの周波数の割り当てについては別途検討が行われます。
6	2 技術方式、伝送路符号化方式	<p><意見> 本システムで使用されるV-L O W 及びV-H I G H の伝搬特性を考慮し、同一周波数の利用（S F N）を確保しつつ、効率よく置局が可能な伝送路符号化方式を採用すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	同一周波数の利用等については、システムの周波数の有効利用において記載しており、ご意見は本要求条件案に対する賛成意見と考えます。
7	2 技術方式、多重化方式	<p><意見> インターネットで標準的に用いられている IP パケットを多重化できる方式であるべき。</p>	今般の意見募集の対象は要求条件であり、具体的な方式の検討は今後行わ

		<p><理由></p> <p>将来の放送通信融合時代を見据えて、IPとの融合は必須の課題。</p> <p>海外ではフルIPの放送サービスも実用化されており、このトレンドに遅れることは国際競争力的にもマイナスである。</p> <p>ニーズ次第で将来的に自由に搭載することが可能であれば、通信放送融合にあわせたサービスの高度化にも対応が可能となる。</p> <p style="text-align: right;">【慶應義塾大学】</p>	<p>れます。</p>
8	2 技術方式、映像入力フォーマットおよび符号化方式 音声入力フォーマットおよび符号化方式 データ符号化方式	<p><意見></p> <p>要求条件（案）が将来の拡張性や柔軟性に配慮した点を評価する。国の技術基準として、映像や音声の入力フォーマットや符号化方式、データ符号化方式の規定は行わず、将来の技術の進歩に沿って柔軟に拡張が行えるようにすべきである。</p> <p><理由></p> <p>国の基準としてフォーマットや方式をひとつに規定することは、将来技術の導入の妨げになる可能性がある。国の技術基準としては、ここのフォーマットや方式ではなく将来的な拡充ができる仕組みのみ規定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【全国FM放送協議会】</p>	<p>今般の意見募集の対象は要求条件案であり、国の技術基準については意見募集の対象外と考えます。</p>
9	2 技術方式、データ符号化方式	<p><意見></p> <p>インターネット上で標準的に用いられているデータ符号化方式との親和性を考慮すべき。</p> <p><理由></p> <p>インターネット上の豊富なコンテンツやサービスを利用できることが、新たなコンテンツ開発、サービス開発につながる。</p> <p style="text-align: right;">【慶應義塾大学】</p>	<p>今般の意見募集の対象は要求条件であり、具体的な方式の検討は今後行われます。</p>
10	2 技術方式、アクセス制御	<p><意見></p> <p>③として、「コンテンツに対するアクセスをきめ細かく制御することができる方式であること」を要件に加えていただきたい。</p>	<p>コンテンツに対するアクセス制御の細かさについては、サービス形態に応じて異なるため、要求条件への記載に</p>

		<p><理由> BS デジタル放送では、チャンネル・番組単位で日単位にコンテンツへのアクセスを視聴者ごとに制御することが出来る。これにより、有料放送サービスを提供することが可能となっている。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送では、これら有料 BS デジタル放送のサイマル放送と VOD・ダウンロード放送を組み合わせるなど、多様なサービスが提供されることが想定されるので、有料放送サービスに対応可能なアクセス制御方式を採用することが、携帯端末向けマルチメディア放送には必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 WOWOW】</p>	は適さないものと考えます。
11	4 受信機への対応	<p><意見> 携帯端末向けマルチメディア放送の普及促進のため、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」の受信を容易にし、地域を移動しても同一のプログラムを継続して受信できるような支援機能を有することが必要と考えます。</p> <p>SFN 地域から離脱した場合でも、同一プログラムを継続して受信するためのチャンネル検索を支援する機能を有することが必要であると考えます。</p> <p>また、受信機側においても、同一プログラムの追従・検索機能及び新たなチャンネルの自動検索機能を有することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	今般の意見募集の対象は要求条件であり、具体的な方式の検討は今後行われます。
12-1	方式公募にあたっての前提条件	<p><意見> 全体的な内容について賛成いたします。</p>	今般の意見募集に係る方式公募に当たっての前提条件案に対する賛成意見と考えます。
		<p><理由> 自国の技術方式を国内規格とすることは『わが国の ICT 国際競争力強化戦略』において「具体的な取組方策」として提示されており、日本の技術方式である ISDB-T 方式をまず日本が積極的に採用し、そのサービスやアプリケーションの有用性を実証した上で諸外国へ提案していくことが、日本の国際競争力強化につながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事株式会社】</p>	
12-2		<p><意見> 方式公募にあたっての前提条件として掲げられている 4 項目に併せて、下記項目をご加筆い</p>	本委員会はマルチメディア放送方式の技術的条件について審議するもの

	<p>ただきたくご意見申し上げます。</p> <p>○ 本放送サービスの普及と発展に寄与するものであること</p> <p><理由> 参入事業者（特に全国向け放送）にとって、巨額なハード部分の投資を早期回収するためには、速やかな本事業の立ち上げ・普及・発展が安定的な経営に結びつくと考えます。そのためには、既存の放送方式との親和性、端末の低廉化、共通化が図れるなどのメリットが享受できることなども技術の選別基準になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事株式会社】</p>	<p>であり、事業経営上の観点については対象外となります。</p> <p>なお、既存技術との親和性や・端末の低廉化などについては、必要に応じて要求条件案に記載しております。</p>
12-3	<p><意見> 「放送方式に係わる工業所有権について、送信機・受信機の製造を行うものに対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に権利の実施が許諾されること。」について、受信機市場に公平な条件に基づく競争原理を導入する考え方として支持する。なお、この項目については、特定のサービスを構成するフォーマット等を有償にて開示することも含まれると理解する。</p> <p><理由> マルチメディア放送のビジネスモデルのひとつとして、交通情報等で実施されている、受信機購入時に有料放送の利用料を一括して支払うモデルがある。このようなケースにおいても上記の考え方にのっとって実施されることが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【全国 FM 放送協議会】</p>	<p>本委員会はマルチメディア放送方式の技術的条件について審議するものであり、そのサービスについては今般の意見募集の対象外と考えます。</p>
12-4	<p><意見> 方式公募にあたっての前提条件として、国際標準規格であることを追加すべきと考えます。</p> <p><理由> 携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会の報告書では、国内規格の定め方として、「国際標準となっている」ということが挙げられています。コストを抑える、国際競争力の強化などの視点からも、重要かつ明確な基準と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社】</p>	<p>国際標準との共通性については、技術方式の各項目において必要に応じて記載しております。</p>

13-1	方式公募にあたっての前提条件、日本の国際競争力強化に資する放送方式であること	<p><意見> 「日本の国際競争力強化に資する放送方式であること。」と記載されていますが、「日本の国際競争力強化」が何かを明確にするもしくは、削除すべきと考えます。</p> <p><理由> 主語が明確ではないために、捉え方次第で如何様にも解釈できます。 例えば、技術的視点と捉えることもできれば、工業（設備製造メーカ）の海外進出面や、コンテンツ流通面での国際競争力の強化など商業的な視点で捉えることもできます。 【伊藤忠テクノソリューションズ株式会社】</p>	我が国の国際競争力の強化の重要性は昨今指摘されているところであり、その在り方については様々な視点があると考えられるところですが、方式公募にあたってはこれらを総合的に勘案すべきと考えます。
13-2		<p><意見> 放送方式の公募にあたっての前提条件としての「日本の国際競争力」をより詳細に定義すべきだと考えております。日本の国際競争力とは、「日本の技術力およびサービス実装力により、（世界および国内の市場を敵対的に獲得ならびに独占することではなく）、世界の標準および放送方式に準拠した開かれた市場を形成することを是とし、かつ最善の放送方式実現のための国際相互貢献を促進および日本の放送市場を国際市場の中において持続的に成長を実現すること、これら双方の目的の実現を促進していくことができる力のことを日本の国際競争力とする」と定義すべきだと考えております。 【Irdeto Access B.V（イルデト アクセス ビービー）】</p>	我が国の国際競争力の強化の重要性は昨今指摘されているところであり、その在り方については様々な視点があると考えられるところですが、方式公募にあたってはこれらを総合的に勘案すべきと考えます。 なお、国際標準との共通性については、技術方式の各項目において必要に応じて記載しております。
13-3		<p><意見> 「日本の国際競争力強化に資する」という表現について定義があいまいであり、定義を明確化するか、もしくは削除すべき。</p> <p><理由> 「日本の国際競争力強化に資する」の定義として、例えば日本国内で考案された技術を諸外国に誇示する事によって得られるものとするか、また逆に、諸外国の方式と互換性を保つことにより、日本製品の市場を世界に広げられるために得られるものとするかによって、全く異なる解釈をすることができる。あいまいな表現のまま前提条件とすることは適当ではない</p>	我が国の国際競争力の強化の重要性は昨今指摘されているところであり、その在り方については様々な視点があると考えられるところですが、方式公募にあたってはこれらを総合的に勘案すべきと考えます。

		<p>と考える。</p> <p style="text-align: right;">【京セラ株式会社】</p>	
13-4	<p><意見> 本項目の削除を希望する。</p> <p><理由> 放送方式の公募にあたって、前提条件とするには内容の具体性がなく、客観的な評価を行うことは困難であるため、方式公募の前提条件として記載するには不適切だと考える。</p> <p style="text-align: right;">【ニューポート・メディア株式会社】</p>	<p>我が国の国際競争力の強化の重要性は昨今指摘されているところであり、その在り方については様々な視点があると考えられるところですが、方式公募にあたってはこれらを総合的に勘案すべきと考えます。</p>	
13-5	<p><意見> 放送方式の公募にあたっての前提条件としては、適当ではないと考えるため、該当箇所の削除を希望</p> <p><理由> 放送方式そのものについて、日本の国際競争力強化に資する放送方式と、そうでない放送方式を客観的に区別することは困難であると考えます。</p> <p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会 報告書」の「国内規格の定め方」においては、「複数の技術方式を国内規格とする場合には、①～④を中心として要求条件を設定することが考えられる」とされています。</p> <p>①マルチメディア放送を実現することが可能であることのほか、様々な要素を勘案することが考えられる</p> <p>②国際標準方式となっていること</p> <p>③技術方式の内容が優れていること</p> <p>④費用が低廉であること</p> <p>⑤その他利用者の利益の確保に資すること</p>	<p>我が国の国際競争力の強化の重要性は昨今指摘されているところであり、その在り方については様々な視点があると考えられるところですが、方式公募にあたってはこれらを総合的に勘案すべきと考えます。</p>	

	<p>以上のことより、方式公募にあつては、客観的な根拠をもって行われるべきであり、客観的な区別が困難な前提条件を付すことは適当でないと考えます。</p> <p>また、国際的な技術方式を検討することにより、国際展開の可能性、および、機器の低廉化も期待されます。</p> <p style="text-align: right;">【マスプロ電気株式会社】</p>	
13-6	<p><意見> 日本の国際競争力強化という条件は、明確な定義、基準が無くあいまいな為、本条件からは削除すべきと考えます。</p> <p><理由> 日本の国際競争力強化の視点はとても重要なことと考えますが、「日本の国際競争力強化に資する」という項目は、客観性が無く、具体性に乏しい条件であり、本項目を技術方式公募にあつての前提条件とすることは相応しくないと考えます。本来、国際競争力とは様々な視点で総合的に検討、評価されるものであり、放送方式に限って議論されるものではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社】</p>	我が国の国際競争力の強化の重要性は昨今指摘されているところであり、その在り方については様々な視点があると考えられるところですが、方式公募にあつてはこれらを総合的に勘案すべきと考えます。
13-7	<p><意見> 他国と協調して優れた技術方式の国際標準化を行い、国際競争力の向上を目指すべき</p> <p><理由> まさしく日本の携帯端末ベンダーの抱える問題を提示したテーマと考える。すなわち、国際競争力とは海外市場において日本製品（技術）の優位性を確保することが重要であり、国際標準に基づく対象市場の存在と投入製品が必要になる。日本においても海外市場と同様の市場を形成することで、競争力強化が実現できると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	我が国の国際競争力の強化の重要性は昨今指摘されているところであり、その在り方については様々な視点があると考えられるところですが、方式公募にあつてはこれらを総合的に勘案すべきと考えます。